

報告事項

第 1 回 医療機関会議の開催について

- 1 開催日時 平成 29 年 11 月 20 日 (月)
午後 7 時から 午後 8 時 30 分
- 2 開催場所 宮崎県総合保健センター 5 階大研修室
- 3 出席者 宮崎東諸県地域の一般病床又は療養病床を有する病院及び診療所の院長等
案内医療機関数 101 施設
出席医療機関数 62 施設
医療機関からの出席者 78 人
その他の出席者 17 人
(会長、鈴木センター長、市郡医師会事務局、宮崎県医療薬務課、宮崎県中央保健所等)
- 4 議事内容
 - (1) 宮崎県地域医療構想の概要について
〔宮崎県医療薬務課〕
 - (2) 地域医療介護総合確保基金を活用した事業について
〔宮崎県医療薬務課〕
 - (3) 宮崎県医療資源調査・分析事業について
〔宮崎大学医学部附属病院 患者支援センター センター長 鈴木齋王 (むねおう) 先生〕
 - (4) 今後のスケジュールについて
〔宮崎県中央保健所〕
 - (5) その他
 - ・ 宮崎市郡医師会病院 2025 プランの概要について
〔宮崎市郡医師会病院〕

議題(1)

宮崎東諸県地域医療構想調整会議運営要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

宮崎東諸県地域における各医療機関の病床機能の役割分担等について、情報の共有又は協議を行うため、医療機関のみが参加する医療機関会議を置く。

2 改正の内容

運営要綱第8条に、医療機関会議の設置について規定する。

3 施行期日

調整会議の承認があった日

宮崎東諸県地域医療構想調整会議運営要綱の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第 1 条から 第 7 条まで 省略</p> <p><u>(医療機関会議の設置)</u></p> <p><u>第 8 条 調整会議に、医療機関の情報 の共有及び協議の場として、医 療機関会議を置く。</u></p> <p><u>2 医療機関会議は、所長が関係者 を招集して開催する。</u></p> <p><u>3 医療機関会議の運営に関するこ とは、所長が別途定める。</u></p> <p>第 9 条 省略</p> <p>第 10 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成 29 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条から 第 7 条まで 省略</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>

宮崎東諸県地域医療構想調整会議運営要綱（改正後）

（目的）

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する宮崎東諸県地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（調整会議の開催）

第2条 調整会議は、中央保健所長（以下「所長」という。）が関係者を招集して開催する。

- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報を含む場合はこの限りでない。
- 3 所長が、調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体の代表者（委任を受けた者及び代理人を含む。以下「基本構成団体代表者」という。）とする。
- 4 基本構成団体代表者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、基本構成団体代表者は、協議事項を明確にするとともに、文書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 第3項にかかわらず、協議事項、地域の実情等から必要があるとき又は医療法に基づき調整会議に参加するよう求める場合には、所長は、参加を求める関係者を変更することができる。
- 7 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

（協議事項等）

第3条 調整会議の参加関係者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること
 - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
 - (3) 病床機能報告制度による情報に関すること
 - (4) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること
 - (5) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものとする。
- 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成し、関係者の記名押印の上、中央保健所で保管する。
- 4 前項の場合においては、所長は立会人として記名押印するものとする。

（議長）

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長は、基本構成団体代表者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

（議長の職務代理人）

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理人を参加関係者の互選により定める。

- (1) 議長に事故があるとき
- (2) 利益相反となるとき

- (3) 第2条第6項の規定により参加者が変更されたことで、議長がいないとき
- (4) その他の事情により議長が欠けたとき

(合同開催)

第6条 調整会議は、別の構想区域で設置された地域医療構想調整会議（以下「別区域調整会議」）と合同で開催することができる。

- 2 合同開催する場合は、この要綱の定めに関わらず、所長は、別区域調整会議の事務局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(記録及び公表)

第7条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県庁ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。

- 2 議事録には、参加関係者のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
- 3 この条については、第2条第7項の書面協議の場合は適用しない。

(医療機関会議の設置)

第8条 調整会議に、医療機関の情報の共有及び協議の場として、医療機関会議を置く。

- 2 医療機関会議は、所長が関係者を招集して開催する。
- 3 医療機関会議の運営に関することは、所長が別途定める。

(事務局)

第9条 調整会議の事務局は、中央保健所に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月 日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎東諸県地域医療構想調整会議構成団体等

団 体 名
宮崎市郡医師会
宮崎市郡歯科医師会
宮崎市郡薬剤師会
全日本病院協会宮崎県支部
日本医療法人協会宮崎県支部
宮崎県看護協会宮崎東諸県支部
宮崎市郡医師会病院
宮崎大学医学部附属病院
国立病院機構宮崎東病院
県立宮崎病院
宮崎市
国富町
綾町
宮崎県保険者協議会